

見積公告

下記のとおり見積競争に付します。

平成 29 年 8 月 8 日

全国健康保険協会京都支部

支部長 矢田 久雄

1. 調達内容

- | | |
|---------------|---|
| (1) 調達案件名及び数量 | 平成 29 年度産業廃棄物(廃プラスチック類)の運搬・処分業務 一式 |
| (2) 仕様等 | 仕様書による |
| (3) 履行期間 | 平成 30 年 3 月 31 日(土) |
| (4) 見積競争方法 | 見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。見積者は収集運搬廃棄処理に要する一切の諸経費を含めた廃棄物 1 kg 当たりの金額を見積もること。なお、見積書に記載された金額に当該金額の 8%に相当する額を加算した金額(円未満の端数切捨て)をもって契約金額とするので、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った金額の 108 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。 |

2. 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 25 条及び第 26 条の規定に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
- (2) 平成 28・29・30 年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有している者。
- (3) プライバシーマーク、ISO/IEC27001、JISQ27001 認証のうち、いずれか 1 つを取得している事業者、又は就業規則等に個人情報保護の取扱規定等の規定がある事業者であり、それを証明する書類を提出できる者。
- (4) 積込場所、荷下ろし場所及び処分施設のある場所について管轄する都道府県知事等の許可を受け、廃プラスチック類の収集運搬業及び廃プラスチック類の処分業が事業範囲に含まれており、サーマルリサイクル等のリサイクルが可能な事業者であること。
- (5) 元請けの処分業として、今回処理を委託する相当量以上の廃プラスチック類を運搬された当日において適正に処分している実績を有すること。
- (6) 近畿地域に処分施設を有している事業者であること。
- (7) 当協会との契約において、契約不履行等の実績がないこと。
- (8) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について保険料の未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (9) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

3. 見積書の提出場所等

(1) 見積書の提出先及び仕様書配布先

〒604-8508 京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町 634 カラスマプラザ 21 1階
全国健康保険協会京都支部 企画総務グループ 電話：075-256-8630 担当：早田

(2) 見積書の受領期限

平成 29 年 8 月 17 日(木) 午後 0 時 00 分 (郵送の場合必着)

4. その他

- (1) 見積書は仕様書の別紙の様式を使用し、押印等した封筒の作成を不要とするが、事業所名・代表者名を記載し代表者印を押印すること。記載もれ及び判断できないものは無効とする。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 詳細は仕様書による。
- (5) 決定業者には別途電話連絡する。

【参考】

全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 25 条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- （1）契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- （2）破産者で復権を得ない者。

（競争に参加させないことができる者）

第 26 条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- （1）契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - （2）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - （3）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - （4）監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - （5）正当な理由がなく契約を履行しなかつた者
 - （6）契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - （7）前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。